

さぎの宮寮デイサービスセンター運営規程 (指定介護予防通所サービス)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰栄会が設置経営する指定介護予防通所サービスの運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する指定介護予防通所サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及びに内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防通所サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6. 介護予防支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所サービス計画を提供する。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。
さぎの宮寮デイサービスセンター（以下「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。
静岡県浜松市中央区小池町38番地の1

(職員体制)

第6条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一、管理者 1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、地域包括支援センター及び及び受託居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果

たす。

三、看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

四、機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の身体状況を的確に把握するとともに、利用者が運動器機能向上訓練を実施するために必要な計画を立て実施する。

五、介護職員 サービス提供時間を通じて5名以上

介護職員は指定通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

六、運転手 2名

七、管理栄養士 1名

八、調理員 2名

九、事務員 1名

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一、営業日

月曜日から土曜日

二、営業時間

午前8時00分から午後5時00分までとする。

三、サービス提供時間

午前9時20分から午後3時40分までとする。

(利用定員)

第8条 1日に指定通所介護及び指定介護予防通所介護サービスを提供する定員は30名とする。

(指定介護予防通所サービスの内容)

第9条 指定介護予防通所サービスの内容は次のとおりとする。

一、日常生活上の援助

日常生活の動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア. 排泄の支援

イ. 移動の支援

ウ. 身体の支援

エ. 養護(休養)

二、健康状態の確認

三、機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに

利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ア. 運動器の機能向上をさせるサービス
- イ. 口腔内機能を維持向上させるサービス
- ウ. 栄養改善に向けたサービス
- エ. 生活機能向上グループ活動サービス

四、送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

五、入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴の支援
 - イ. 特殊浴槽による入浴の支援
- ・支援の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱の支援
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身の支援
 - ウ. その他の必要な介助の支援

六、食事サービス

- ア. 準備、後始末の支援
- イ. 食事摂取の支援
- ウ. その他必要な食事の支援
- エ. 調理

七、相談・助言等に関すること。

利用者並びにその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ウ. その他必要な相談、助言

（介護予防通所サービス計画の作成等）

第10条 介護予防通所サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防通所サービス計画を作成する。また、すでに介護予防通所サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った介護予防通所サービス計画を作成する。

2. 介護予防通所サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3. 利用者に対し、介護予防通所サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

（指定介護予防通所サービスの利用料）

第11条 事業所が提供する指定介護予防通所サービスの利用料金は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払い

を受ける。

一、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は徴収しない。

二、食費
おやつ代

三、おむつ代
尿パット代
紙パンツ代

四、前各号に掲げるものの他、指定介護予防通所サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当だと認められる費用の実費。

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、あわせてその支払いに同意する旨の署名（捺印）を受ける。

3. 利用料金の支払は、口座振替、銀行口座振込又は、現金により指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は次のとおりである。

浜松市東区・長上地区・笠井地区・積志地区・曳馬地区

（地区外であっても必要と認める場合は、サービスを実施する。）

実施地域以外の地域に居住する利用者に対しての送迎は家族送迎での利用を原則とする。

（サービスの提供記録の記載）

第13条 指定介護予防通所サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護予防通所サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第14条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

2. 職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情対応）

第15条 提供した指定介護予防通所サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要処置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第16条 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

（衛生管理）

第17条 指定介護予防通所サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第18条 指定介護予防通所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第19条 指定介護予防通所サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な処置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的な避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。
ア、虐待防止に関する委員会の設置
イ、虐待防止のための指針の整備
ウ、虐待防止のための職員に対する研修
エ、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(その他運営についての留意事項)

第21条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
一、採用時研修 採用後3ヶ月以内
二、階層別研修 随時

2. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第22条 利用者は、政治活動や他の利用者への迷惑行為、喫煙場所以外での喫煙や飲食物の持ち込み、金銭のやりとり等の行為は原則禁止とする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1 日から施行する。
この規程は、平成19年 4月 1 日から施行する。
この規程は、平成23年10月 1 日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1 日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1 日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1 日から施行する。
この規程は、令和3年 11月 1 日から施行する。
この規程は、令和6年 1月 1 日から施行する。
この規程は、令和6年 4月 1 日から施行する。